

平成20年6月10日（火）

（午前9時30分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は23人で定足数に達しております。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 松浦君、13番 瀧君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問 を行います。

順番8、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の3点について質問いたします。

第1、従来どおり市長の常任委員会への出席を求める。第2、詐欺職員の処分の根拠と市職員の続発する不祥事の原因と対策を問う。第3、(仮称)青少年育成条例の制定を求める。以上です。

まず、第1点、従来どおり市長の常任委員会への出席を求めるについて、市長のお考えを伺います。

市長は、議会に対して主に多忙を理由に総務、経済建設、文教厚生の3つの常任委員会への出席を、1. 市長が求めた場合、2. 各委員会が求めた場合に限ることを要請し、議

会運営委員会がこれを了承した。しかし、常任委員会への出席といっても、3カ月間に合計わずか約6時間に過ぎない。しかも、常任委員会の日程は1カ月以上も前から市当局の都合も考えながら決定しているのだから、約6時間の調整ぐらいは何とかできると考えるのが常識であろう。

また、市長は、県内では大半の市長が委員会に出席していないことをも理由としている。しかし、この問題は、市長の委員会への出席が市政の発展・充実にとって有効か否かという視点から判断すべきであり、他市がやっていないから本市もやりたくないというのはあまりにも根拠薄弱である。

私は、各議員と市当局とのちょうちょうはっしのやりとりの現場に市長がいてこそ、市民の声や市政の問題点がどこにあるかを肌で感じ理解することができ、市政に反映できると考える。市長が掲げる現場主義とは、対議会との関係ではこの点にあるのではないのでしょうか。単に後日、職員から報告を受けることとは実質的に雲泥の差があるのではなからうか。

さらに、市長または議会が求めたら出席するからいいのではないかの考え方もあります。しかし、これと制度として市長が出席すべき慣習があるということとは本質的に異なる。なぜなら、なれ合いで、言いかえれば、あうんの呼吸で、お互いが相手方の立場を尊重し過ぎて、市長の出席を不要とする危険も少なくないと考える。

塙坂・村両市長が20数年にわたり守ってきた市長の常任委員会全出席という良き慣習を現場主義を看板とする木下市長が弊履、つまり破れ草履のごとく捨て去ることはあまり

にも安易に過ぎるのではないか。市長の考えやいかん。これは、橋本市議会が真に市民の代弁者としての役割を十分に果たすことができるか否かという民主政治の基本的かつ重大な問題であることをご理解いただきたい。

第2に、住宅手当詐欺職員の処分の根拠と続発する市職員の不祥事の原因と対策をいかに認識しているかを伺います。

職員の不祥事のたびに、「公務員にあるまじき行為であり、2度とこのようなことが起こらないように綱紀粛正に万全を期します」という趣旨のことを述べておられるが、定期的とも言えるような形で不祥事が起きている。私も市民から、「議会や議員が当局となれ合いで当局にきちんとした対策をとらせないから、相も変わらず不祥事を繰り返すことになるんだ」と厳しい批判をたびたびいただいております。口先だけの弁解ではなく、有効と思われる具体的手段もあわせてお示し願いたい。

第3に、(仮称)青少年育成条例の制定を提案いたします。

今日、少年少女の問題行動が大きな社会問題となっているが、それは、大人が大人としての責任を果たさず、子供たちに人としての模範を示さなかったことが主たる原因であると考えます。

そこで、子供は社会全体の宝であり、みんなで育むという共通認識のもと、それぞれの果たす役割を自覚すべきことを条例で理念と具体例を明確にして、市民に呼びかけるべきであると考えますが、当局の見解やいかに。

以上をもちまして、1回目の質問を終わります。

○議長(中上良隆君) 4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

[市長(木下善之君)登壇]

○市長(木下善之君) 皆さん、おはようござ

います。4番 松浦議員のおただしの常任委員会への出席の求めるについてのことでお答えいたします。

議員ご承知のとおり、言うまでもなく議会は普通地方公共団体の意思決定機関でございまして、各常任委員会は、議会の内部的な機関として少人数の議員で構成され、その機能は本会議の予備的・下審査的な性質を有するものでございます。

また、常任委員会の目的は、議会として意思決定をするに当たり、広範多岐にわたり、その内容も専門化、技術化していく普通地方公共団体の事務を合理的かつ効率的に調査・研究し審議するために設置されたものであります。

これまでの常任委員会を見ましても、担当部門の議案やその他の議決事項などについて、より専門的に、より詳細にわたりご審議をいただくということから、業務内容を熟知している担当部課長あるいは係を出席させているところでございます。また、全権をゆだねる副市長も出席させていることから、常任委員会自体の機能を決して損ねるものではないと私は考えておるところであります。

各常任委員会における委員各位の貴重なご意見やお考え等については、出席職員からの報告や聞き取りを行うなど、委員会の状況を十分に把握するよう努めており、執行側といたしましても責任をもって対応させていただいていると認識いたしておるところでございます。

さらに、現場主義に反するのご意見もいただきましたが、市議会と我々執行側は、絶えず対等な立場に立って互いに尊重し合い、議論を交わしながら、明日の住み良い橋本市のために努力をするものでございまして、私が掲げております現場主義とは観点が全く異なると考えておるのであります。

なお、審査事項によって常任委員会からの出席要請がございましたら出席させていただきます。

いずれにいたしましても、このことにつきましては、4番議員仰せの事項を含めまして議会運営委員会でご協議をしていただいているところでございますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、県下の各市の状況につきましては、岩出市を除いて他市はほぼ同様の状況となっておりますので、ご参考までにご報告させていただきます。

残余の件につきましては、担当参与より答弁させます。

○議長（中上良隆君） 教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君） 本市青少年育成条例の制定についてお答えいたします。

次代を担う青少年が心身ともに健康でたくましく成長することは、私たちすべての願いであります。しかし、近年の青少年を取り巻く環境は、少子高齢化や情報化社会の進行など、さまざまな要因を背景に複雑多様化しております。そして、このような状況の中にあつて、地域や家庭の教育力の低下が顕在化し、本来社会が持たなければならない人を育てる力が非常に弱くなってまいりました。

私たちは、これを時代の変化や社会構造上の問題であるからと安易に片づけることなく、今こそ人間社会再生復活へ大きな警鐘をうち鳴らしていかなければなりません。そのため、本市教育委員会といたしましては、平成17年度より各中学校区に青少年健全育成会を立ち上げ、「地域の子どもは地域で守る」を合い言葉に、地域社会のあり方を再認識し、子どもの安全対策や健全育成にかかわっていただくようになりました。

しかし、時代はこれらの取り組みを飲み込

むかのように人間関係の希薄化等に拍車がかかり、子どもの健やかな成長に大きな影を落とし、次世代の社会に対する不安が広がってまいりました。

そこで、本市教育委員会では、このような社会の課題に対し、昨年度より「人が育ち合う、共育のまちづくり」を基本方針に教育改革を進めていくことになりました。これは、人と人がもっと強く結びつき、支え合い、育ち合うことが今こそ求められているとの切迫感から生じたものであります。そして、子どもの健全な成長は健全な社会の中ではぐくまれるといった当たり前の理由に基づくものであります。

議員おただしの本市青少年育成条例の制定についても、本市教育改革と同じ理念と趣旨からご提案いただいたものと思われまふ。現在、青少年健全育成条例は、和歌山県で既に制定されておまして、本市といたしましては、責務や規則などの諸事項については県条例の適用を図ってまいりたいと考えております。そして、本来の目的趣旨とする青少年健全育成は、本市教育改革の中で市民とともに考え、市民とともに行動し、着実な取り組みを進めてまいりたいと考えております。「人が育ち合う、共育のまちづくり」をめざし、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君） 企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君） まず、はじめに、このたびのたび重なる不祥事に関し、議会開会日の冒頭でも市長がおわび申し上げたところですが、改めておわび申し上げます。

今回の事案の経過及び処分の内容につきましては、既にご報告申し上げているところですが、いかなる理由があるにせよ、公務員としての自覚が全く欠如していると言わざるを得ず、誠に遺憾であります。

なお、今回、処分の量定は、橋本市職員の懲戒処分等に関する指針に基づいて行っており、標準的な処分例では減給または戒告に相当する行為でしたが、社会的影響や日ごろの勤務態度、非違行為後の対応等も含め総合的に考慮した結果、標準的な処分の最高限度より量定を重くして、停職2カ月としたところでございます。

ご指摘のとおり、ここ数年来、大きな不祥事が続発しており、そのたびに職員に対して綱紀粛正を厳しく指導しているところです。また、その経過を見たときに、職員個人にとってもその生活を大きく損なう結果となっており、他の職員に対して大きな抑制効果が働いているものと考えますが、あえて自分の職業人生を棒に振るに等しいリスクを伴う行為に出る誘因が意識と生活態度に潜んでいるのではないかと考えています。今後とも、不祥事の背景にある職員の意識と生活態度について可能な限り、改善の指導をするよう職員管理に努めてまいります。

なお一層、職員一人ひとりが襟を正し、自覚と責任をもって公務に精励するよう、厳しく指導してまいりますので、より一層のご指導、ご鞭撻をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）ありがとうございます。

順番に再質問させていただきます。

市長のご答弁で、本会議の予備的性格だと。事務的性格、だから効率的に行わなければならないと、こういうお話ですけれども、私、議員5年間させていただきまして、そういう委員会の性格を考えてみますに、市長の認識は間違っていると思います。理由は次のとおりです。

議案の実質的な審議や決定は、各常任委員会や特別委員会でなされ、本会議ではその結果を形式的に追認する意味合いが強い。委員会で賛成されたことが本会議でひっくり返される、ありません。私の経験上、5年間のうちでもしあったとしても1回か2回。失念していたらごめんなさい。私はゼロだと思っているんですけども。市長の認識が間違っている。

実質的な審議が行われる議決の際に、あるいは審議の際に議案を提出した責任者、つまり市長がいないというのは全く不合理であり、議会軽視も甚だしい。私はこない考えますが、事実認識は間違っておりますでしょうか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）松浦議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

間違っておる、合っておるということやなくして、やはり全体的な市の行政という観点から、私は特別職として副市長をそれに出席させておるわけでございます。普通で元来であれば、私の率直な意見は、各委員会付託、これは本会議の議を経て、そして必要に基づいて付託して、最終、ここで審議をするわけでございますから、やはり部長級が中心となって、その所管の部長にすべてに責任をもらう、私はそういう考え方を持っておるわけであります。

特に基本的な問題としては、先ほどご質問いただいたように、これは忙しいから出れないんだというんじゃないですね。基本的な問題としては、私はそう判断いたしてございます。ただ、忙しい面も多くあります。

詳しくは申し上げなかったわけですが、すけれども、関連して答弁させていただきます。質問の中に塙坂市長、・村市長と出てまいりました。20幾年の良き伝統を、これは旧市の

場合でありますよ。私も旧市の場合は出席させていただきました。その良き伝統を木下市長、こぼっとるやないかということも、そう発言されておるのが、私、一番こたえるんですよ。しかし、大きな厳しい荒波の中での改革ということが、今までにかつてない厳しいものがあるということもわかってほしいんです。

言いかえると、塙坂、・村市長さんも非常にすべてにわたって立派な人格者であるし、市への思いがずっとあらわれておったのはたしかであります。それはなぜか、私はそっちへ座っておったから皆知っておるんです。

ところが、今から申し上げると、これは若干批判があるかわかりませんが、現場主義と私は打ち出しておるんですけれども、なぜそれを出すかということを理解いただきたいんですわ。そうしたら、今までかつての市長が市長室にずっとおられて、行動計画すべて私は知っています。そっちこっち、あまり行ってませんよ。開発公社の土地、双眼鏡で見っておったんですか。年に金利4,000万円から5,000万円かかる。

（「時間ないので短くしてください」

と呼ぶ者あり）

○市長（木下善之君）いや、まあ、私の思いも聞いてくださいよ。

（「短くしてください。簡潔にお願い

します」と呼ぶ者あり）

○市長（木下善之君）私は任期中に一番、今差しかかっておるのは開発公社の土地。私、なんべんも足を運んで見に行き、どうしていいかということをお悩んでおるんです。企業誘致しかりですよ。

そういうことでございまして、大きな改革の荒波に乗って、やはりトップとしての最大公約数を求めたいということで、答弁のとおりであります。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長のお考えもわかりますけれども、当時、議会運営委員会で市長が、委員会に今まで出ていたけれども、こういうふうに変えてくれという要請の中で市長が忙しいんだと説明された。市長、言われたことをお忘れですか。

市民からの電話では、私もいろいろ聞かせてもらうんですけれども、こういう状態では実質的な決定のときに提案者である市長がない。理論的にも実際的にもおかしいんだ。結局、市長は責任逃れ、議会はチェック機能を果たせない。最高責任者がいなくてどうするかと。

木下市長として橋本市民は選んだんです。副市長が出ているから、それで代役は十分務まると。私はそうは思いません。

議会運営委員会の中での市長の1つの理由づけとして、高野口へ行く機会が増えたから、これも1つの理由だと言われたんですけれども、高野口へ行く機会が増えたことと、今の委員会の制度変更の要請とどういう関係があるんですか。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）委員会の6時間の問題が出てきたときに、先ほどのご質問で私は時間がないからと、それは若干そのことはありますけど、基本的にはそう思っていないんです。しかし、忙しいことは忙しいということも、先ほどいろいろ質問があったから、私、あえてそういうふうに申し上げたわけでございます。答弁したように、私のかわりに部長、課長、課長補佐、係長を出させておるわけでございますので、ひとつ、そこで十分時間をかけてご審議をいただいて、本会議に出していただければ非常にいいんじゃないかなと思っ

ておるわけでございます。前段の答弁のとおりでございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長の答弁、結論はわかりましたけれども、私の質問した疑問点があと幾つかありますので、答えていただければありがたいと思います。

○議長（中上良隆君）松浦君、この際申し上げます。本件につきましては、昨年11月に議会運営委員会のほうで決定しており、また、常任委員会の出席につきましては、特に議会から出席要請があったとき、また市長が出席を要すると判断したときの出席を原則として議会運営委員会で認めております。そこらを十分に理解した上で質問してください。

○4番（松浦健次君）はい。十分理解した上で質問させていただいているつもりです。

やっぱり、議員として市民の声を市長に肌で感じてもらう。対議会との関係の現場主義って、私、ここだと思ふんです。実質的に本会議でひっくり返したこと、何もないと、今までの議案の中で。実質的に決めるときに市長がいないということは、私は全然納得できません。

（「委員会は委員長が決めるんや、物事を」と呼ぶ者あり）

○4番（松浦健次君）雑音待ってください。

議運で決まったから制度として決まったと。その中で私は議会の議運の見解を尊重しますよ。だから、私、それに反すること、いっこも言ってませんし、やっていませんよ。しませけれども、この制度自体おかしいんだと。その原因は、市長がそういうことを要求したので議会が認めたと。市長さん、それを撤回してくださいと、こういう話をして何が悪いんですか。一般質問というのは、橋本市政のために議員がこれは大事と思うことをやっていいんでしょう。そういう気持ちでやらせて

もらっているんです。

○議長（中上良隆君）松浦君から発言の通告があったから、通告どおり発言を許可しておるわけです。だから、内容については、議会運営委員会の中です了承されたことを理解した上で質問してくださいということです。

○4番（松浦健次君）理解しております。

それで、例えば千数百票の支持を背景に議員が委員会で一生懸命質問するんだと、そのやりとりを市長が聞いておられたら。後で報告を受けて、それでわかると、そんな簡単なものじゃないと。肌で感じる現場主義って、議会との関係はそこにあると僕は思うんですけどね。

それで、例えば議員と市当局とのやりとりの中でいろいろ細かい知識、あるいは市長がご存じなかったような知識が身につくと思えますけど、それと同時に、やりとりの中で職員の力量あるいは能力、そういうものを市長が肌で感じて、今度、人事を行うときにこれを生かす、そういうことも大事違ひますかね。そういう意味で極めてなれ合い的な制度だと思います。

はい、わかりました。次、行きます。

第2問、詐欺職員の処分の根拠及び市職員の続発する不祥事の原因。同じような答弁、弁解を毎度毎度聞かされているんです。一つ一つ疑問点を幾つか伺います。

これは犯罪に当たらないんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）犯罪に当たるか当たらないかという、答弁については難しい問題でございますけれども、分限・懲戒処分の要綱に基づいての処分ということ、これは地方公務員法に基づく要綱でございますので、それによる処分ということで考えてございます。

○議長（中上良隆君）企画部長、質問が違う。

犯罪に当たるか当たらないか。

○企画部長（吉田長司君）犯罪という解釈はしてございません。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今言われた同じ資料なんですけれども、ここに「人を欺いて財物を交付させ、または人を恐喝して財物を交付させた職員は免職または停職する」と。これは詐欺だと書いてあるんですけれども、今の職員の場合、人を欺いて財物を交付させたとは言えないんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）広義の詐欺という解釈ができますけれども、これ、人事院から出ている処分要綱に基づいた要綱でございませぬけれども、この要綱の中に詐欺の部分と職員の給与の不正受給という部分が明確に示されてございます。今回のケースは職員の給与等の不正受給という解釈でしてございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）国権の最高機関である国会が制定した刑法、刑法の詐欺に当たるとおっしゃるんでしょう、今。でも、身内のことだから緩い処罰に特別に例外を設けてあるということですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）いまさっき言いましたように、大きな意味での詐欺行為と、言葉上の詐欺行為ということになりますけれども、これ、処分とか、そういう対応上ではあくまでも詐欺行為とはこういう形でということで要綱に書いてございます。そして、職員の給与の不正受給というのもこういうことだということが書いてございますので、今回のケースは職員の給与の不正受給ということで対応させていただきました。

ほいで、それは橋本市独自のことでございませぬ、これは、人事院から出ています

国家公務員に適用されている要綱を準用してございます。基本的には地方公務員については地方自治法にどういう形でしなさいということが具体的なことは書いてございませんけれども、処分内容とかが書いてある中で自治体で決めるわけでございます。ほとんどの自治体がこういう形になってございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）政治というのは市民の大方の考えに基づいてやられるのが正しいと私は思っています。欺いて財物を交付させるということは、本当のことを言うたらもらえないけれども、うそを言ってもらおうということでしょう。そういうことをやっているんですよね。

物を言うてこっちが行き詰まったら壁として国が言うておる、県がやっておる、そんなことで全部逃げるけど、自分の頭で考えて、ほんまのことを言うたらもらえないのを言うてもろうたと、そういうことでしょう。欺いて財物を取っ取るって、そういうことじゃないんですか。

今、制度としてあると言われましたけれども、これ、おかしいと思いません。身内にだけすごく甘い。職員が欺いて橋本市の金をだまし取っても詐欺じゃない。あるいは、ここで減給または戒告と出ていますよね。ところが、量定が重いから職停止となっていますよね。ここで詐欺の場合には免職あるいは停職となっていますよね。詐欺のあれを使ったんですね。指針どおりにはいなくて、特に枠を超えて重いのを科したという話ですよね。それはそうですね。

ところが、自分が会社の社長であって、社員がこうこうだ、ああだどだまし取って、会社の金をくすねたと。返したらいいんだらうと。そういうことで社長として、その従業員をまた使う気になるというのが私はおかしい

と思いますけどね。

しかも、大半の職員はまじめに頑張ってくれているんですよ。ごく一部の不心得な人間がこういうことをするために市役所全体のイメージダウンでしょう。身内に甘い。そういう認識はありませんか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）身内に甘いやないかという議論等を含めまして、これ、理解していただきたいのは、何回も言いますけれども、この要綱といいますのは、あくまでも地方公務員法に基づく要綱でございます。地方公務員法では具体的にどないしなさいとは書いていませんけれども、27条では、分限懲戒については公平でなければならないとか、法律で定める事由による場合以外は処分してはならないとか、処分・懲戒については警告、減給、停職、免職の4つから選びなさいというようなことが書いてございます。

そういうことで、橋本市のこの基準につきましても、他市の例と人事院から出ている国家公務員の例にならって決めているわけでございます。そういうことで、この要綱がある以上、やっぱり要綱に従ってしなければならないということで今回の処分をさせていただきました。

それで、要綱の中にもその社会的な影響とか勤務態度その他のことを踏まえて量定を重くしたり軽くしたりできるということがございますので、今回、その量定を基準以上に重くさせていただいて停職という形をとらせていただいた状況でございます。

○議長（中上良隆君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）制度がこうだからこれでやると、これからもそういう甘い処分をやっていくということになりますね。極めて残念です。

私、市民の方、何人かから話を伺っている

んですけれども、「うちの会社やったら即刻首じゃ、そんなもん」と。こういうのが市民の感情と思ってください。

次の質問に移ります。

教育長のご答弁をいただきまして、ありがとうございました。現状の認識につきましては同じだと思います。

特に条例で明確に市全体として取り組んでいるんだということをアピールしたほうが、より大きな影響力があると思って、条例化してはいかがですかということをお願いしたわけなんです。そういう効果の点について、同じか、違うか、どういう認識をしておられるかだけお伺いして、私の質問を終わります。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）お答えしましたように、橋本市の教育改革の中身も議員さんのご質問と内容は同じでございます。人づくりはまち全体で行う、「人が育ち合う、共育のまちづくり」ということを中心にやっていく予定でございます。

条例を成立させるのも大変大事でございますけれども、県条例もございますので、中身を大事にして頑張りたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）これをもって、4番 松浦君の一般質問は終わりました。